

警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第133号)

※消費者庁からの注意喚起です

配信日 平成29年11月28日

小さいおもちゃの誤嚥・窒息事故に 注意してください

子どもは、口腔とのどが近いことから、口の中に入れたおもちゃがのどに入りやすく、また飲み込む力や吐き出す力が十分ではありません。そのため、のどに詰まったおもちゃを吐き出すことが出来ず、誤嚥や窒息を起こす場合があります。

<注意ポイント>

- 小さいおもちゃなどは、手の届かないところに保管しましょう。
直径や対角線長が6～20mmの大きさのおもちゃは、子供が口に入れると窒息のおそれがあります。
- おもちゃを購入する際は、商品の対象年齢に注意しましょう。
おもちゃの対象年齢は子どもの発達や安全面を考慮して設定されています。対象年齢に満たない子どもに対しては、購入を控え、使用させないようにしましょう。
- 年上の子どものおもちゃが年下の子どもを対象年齢を満たさない場合には、年下の子どもに使用させないようにしましょう。
年上の子どもが遊び終わった後は、年下の子どもの手が届かないところに置きましょう。
- 離乳食・ミルクを与える前に、おもちゃなどの異物が口腔内に無いことを確認しましょう。

詳しくは、消費者庁ホームページをご覧ください

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171120_0001.pdf

長崎市消費者センター 相談専用電話 **095-829-1234**

(〒850-0877 長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)